厚生労働省 東海北陸厚生局 Press Release

令和８年８月 10 日

保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消しについて

標記について、令和８年８月７日に開催された東海北陸地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消し及び保険医の登録の取消し」について諮問した結果、これを妥当とする答申がありました。

これを受け、東海北陸厚生局長は以下のとおり行政処分することを決定しましたのでお知らせいたします。

１　行政処分の内容

（１）保険医療機関の指定の取消し

名　　称	寺西歯科医院
所 在 地	愛知県海部郡大治町東條砂島 26
開 設 者	寺西　信吾
取 消 年 月 日	令和８年８月 17 日
根拠となる法律	健康保険法第 80 条第１号、第３号、第４号及び第７号

（２）保険医の登録の取消し

氏　　名	寺西　信吾（てらにし　しんご）（68 歳）
取 消 年 月 日	令和８年８月 17 日
根拠となる法律	健康保険法第 81 条第１号及び第４号

２　監査を行うに至った経緯

（１）令和６年７月 25 日、新規個別指導実施に当たり持参物を確認したところ、持参を求めた対象患者全員の診療録第１面（様式第一号（二）の１）を持参していなかったため、指導の目的を達し得ないと判断し、指導を実施することなく延期した。

令和６年 10 月 17 日、改めて新規個別指導を実施し、診療内容及び診療報酬の請求について寺西信吾歯科医師（以下「寺西歯科医師」という。）に確認したところ、次の事象が認められたことから、関係書類の精査及び患者調査による確認が必要と判断し、新規個別指導を中断の上、寺西歯科医師の同意を得て診療録等の関係書類の写しを取得した。

① 有床義歯修理に使用された鋳造バーについて、バーの製作方法を確認したところ、診療録に記載された鋳造バーではなく、院内技工で屈曲バーを用いた有床義歯修理を行った旨の回答があった。

② 口腔内装置１について、口腔内装置の製作方法を確認したところ、診療録に記載された口腔内装置１ではなく、口腔内装置２の製作方法であった旨の回答があった。

（2）令和７年１月 21 日及び同月 27 日、上記（1）で認められた事象及び上記（1）で取得した関係書類の精査により、診療内容及び診療報酬の請求について疑義が生じた９名に対し患者調査を実施したところ、対面による調査に応じた２名について、次の事象が認められた。

① 鋳造バーの診療報酬が請求されているが、患者の口腔内を確認したところ、有床義歯に鋳造バーの使用は認められなかった。

② 抜歯手術の診療報酬が請求されているが、患者の口腔内を確認したところ、残存歯であった。

③ 感染根管処置及びファイバーポスト（直接法）等の診療報酬が請求されているが、患者の口腔内を確認したところ、欠損歯であった。

（3）令和７年３月 13 日、新規個別指導を再開し、上記（1）及び（2）の事象について寺西歯科医師に確認したところ、事実と異なる診療報酬の請求を行ったことを認め、当該事象に係る診療内容及び診療報酬の請求に関して不正又は著しい不当が強く疑われたため、関係書類の写しを追加で取得した上、新規個別指導を中止し監査を実施した。

３　行政処分等の主な理由

監査において判明した行政処分等の理由となる主な事実は以下のとおり。

（1）実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。（付増請求）

（2）実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。（振替請求）

（3）不正請求に係る一部負担金を受領していた。

（4）一部の診療録を整備していなかった。

４　不正請求金額

監査において判明した不正請求金額は、監査で使用した令和５年４月分から令和６年７月分までのレセプトのうち以下のとおり。

不正請求　９名　27 件　140,065 円

５　再指定・再登録

原則として、指定の取消年月日及び登録の取消年月日から５年間は、保険医療機関の再指定及び保険医の再登録は行わない。